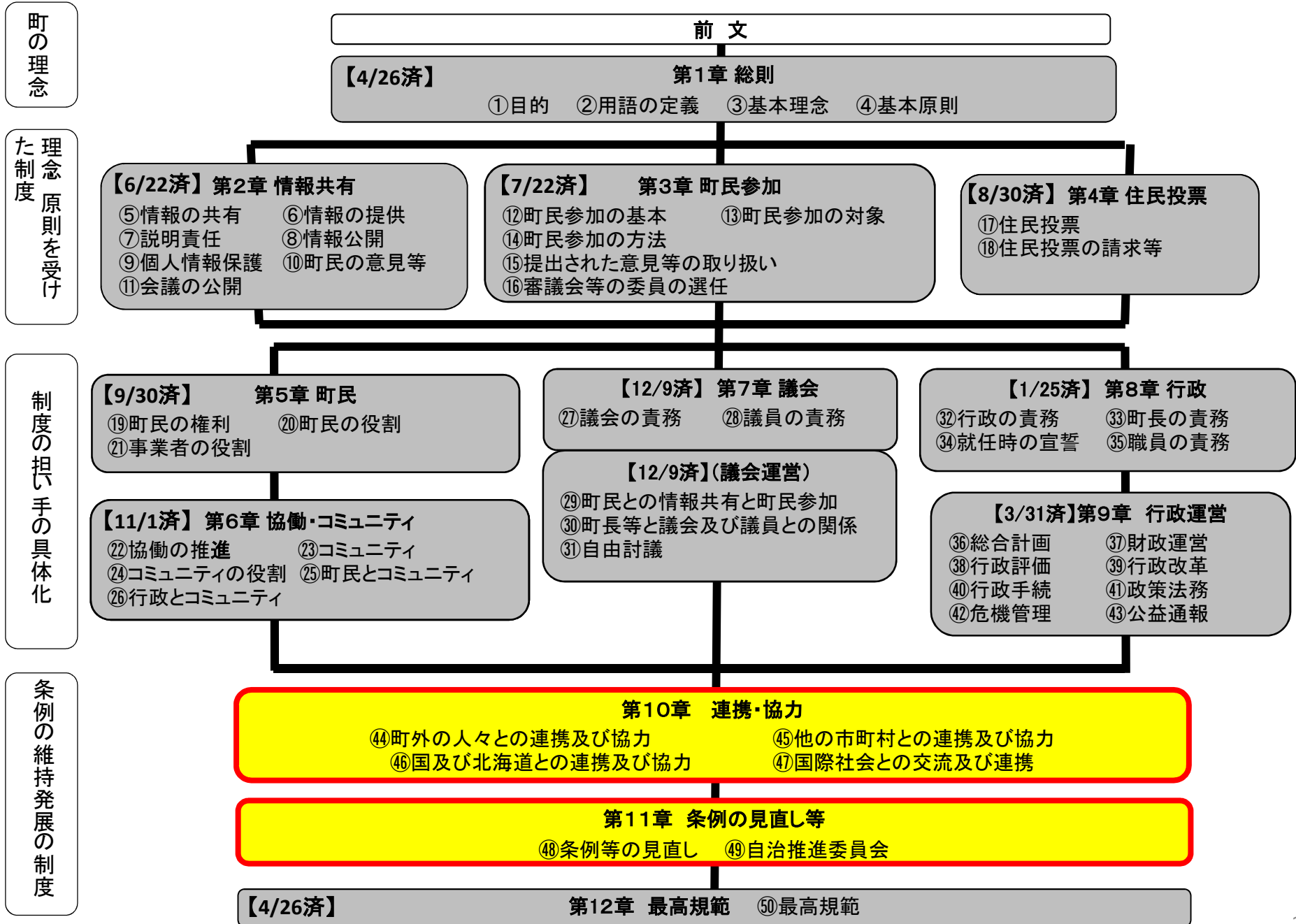


自治基本条例の概要

(第10章 連携・協力 第11章 条例の見直し等)

自治基本条例(仮称)策定専門部会事務局

今回の勉強箇所



自治基本条例の概要(連携・協力)

(1) 町外の人々との連携・協力

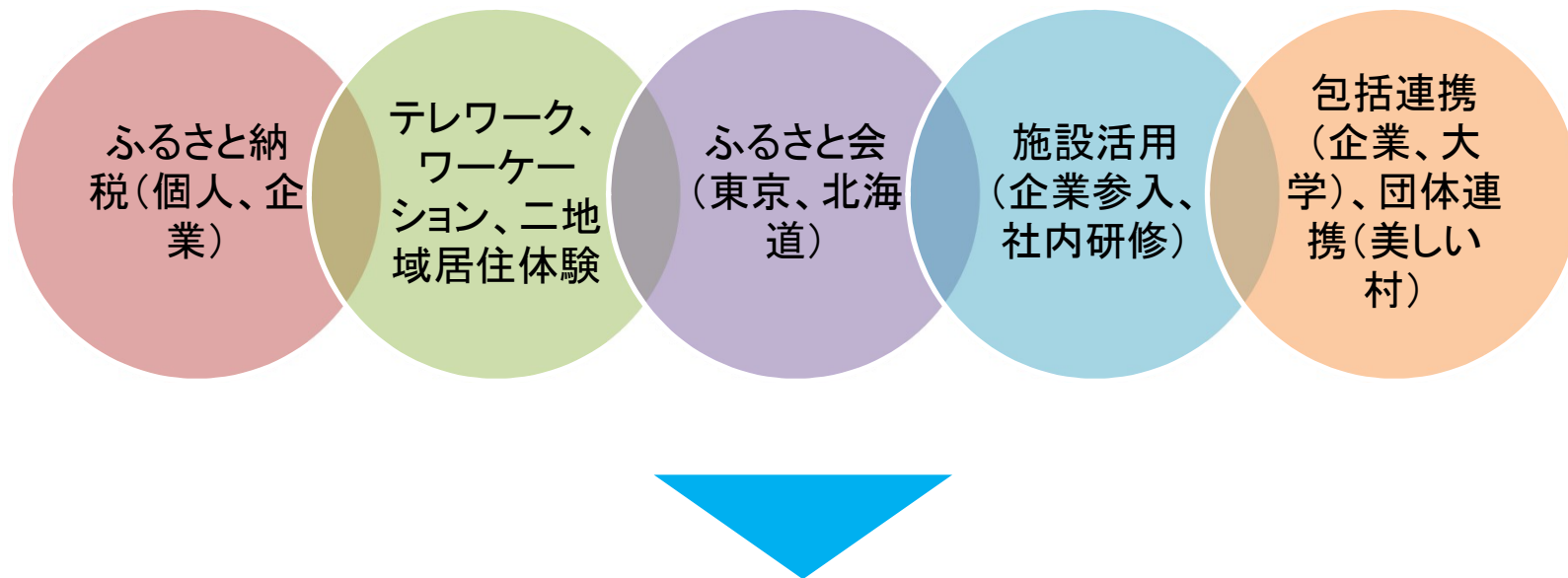
- ・自治を担うのは、「住所を有する町民」「町内で働く人又は学ぶ人」「町内で事業活動等を営む人」「町内の法人若しくは団体」だけではない。

では、どのような人がいるのか？

- ・情報や知恵の提供を受ける
- ・政策提案や寄附などによりまちづくりの応援をしてもらう
- ・まちに住んでもらう、又は住んでみたいと思う人を増やす
- ・各地でまちをPRしてもらい、まちの認知度や評価を高める

つまり…

- ・交流人口でも定住人口でもない「関係人口」が新たな自治の担い手となる



継続的に町と関わろうとする人々の視点によるまちづくり
町外者のスキルやノウハウを活かしたまちづくり

検討すべきポイント

●連携・協力の主体はだれか？

・町民、議会、行政、町、町民活動団体など、だれが主体となって連携・協力を行っていくのか？

<条文例>

・私たち町民は、様々な分野に関する取組を通じて、町外の人々と連携・協力するとともに、町外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するよう努める。

・町民、町議会、町は、様々な活動や交流を通じて、他の市町村やほかの国々の人たちの知恵や意見をまちづくりに活用するに努める。

・町民及び町は、人と人との相互とつながりを大切にすることがまちづくりにとって重要であるとの認識の下に、まちづくりを行う。

(2) 自治体・国等との連携・協力

・行政ニーズの多様化や政策課題の広域化などで、一つの自治体では対応できない行政課題が増えてきている。

では、どのように解決するか？

- ・教育、文化、福祉などあらゆる分野におけるフルセット主義からの脱却
- ・連携しながら、共通する課題を認識し、解決を図る

具体的な規定は？

自治基本条例の概要(連携・協力)

近隣自治体

- 広域連合(国保、介護)
- 一部事務組合(消防、清掃、葬祭)
- 連携中枢都市圏

広域連携

- 国や北海道との連携

国際交流

- 姉妹都市

先例条例条文比較(「連携・協力」箇所抜粋)

区分	美幌町	八雲町	余市町
施行日	平成23年4月	平成22年4月	平成30年4月
条文	<p>第10章 連携・協力 (町外の人々との連携及び協力) 第44条 町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、社会、経済、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。 (他の市町村との連携及び協力) 第45条 自治体としての美幌町は、広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携及び協力します。 (国及び北海道との連携及び協力) 第46条 自治体としての美幌町は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの役割分担を明確にしながら課題の解決を図るため、連携及び協力します。 (国際社会との交流及び連携) 第47条 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流及び連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。</p>	<p>第10章 交流・連携 (国及び北海道との連携) 第45条 議会及び行政は、地方分権の趣旨に基づき、国及び北海道との適切な役割分担を図り、連携した関係を構築するとともに、地方自治の拡充を図るものとします。 (他の市町村との連携) 第46条 議会及び行政は、他の市町村との広域的な連携の体制及び相互の信頼関係を確立し、互いの自主性を尊重しながら共通の政策課題の解決に取り組むものとします。 2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村等と共同で組織を設置できるものとします。 3 町民、議会及び行政は、自らが有する知識及び技術並びに八雲町に所在する公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組むものとします。 (国内外の交流) 第47条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる経験、知識及び技術をまちづくりに活かすよう取り組むものとします。</p>	<p>第7章 交流・連携 (国及び北海道との連携協力) 第31条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもと、国及び北海道と連携協力します。 (他の地方公共団体等との連携協力) 第32条 町は、近隣市町村その他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組みます。 (町外の人々との交流及び連携) 第33条 町民及び町は、近隣市町村の人々と環境、福祉、観光等共通する課題について積極的に情報交換を行い、交流を深め、公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組みます。 (国際交流及び地域間連携) 第34条 町民及び町は、国際化社会において、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、姉妹都市等との交流を図り、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、国際感覚豊かな人材を育成します。 2 町民及び町は、交流都市等と教育、文化、産業、観光などの交流及び連携を図り、地域社会の発展を進めます。</p>

先例条例条文比較(「連携・協力」箇所抜粋)

区分	東京都武蔵野市	新潟県上越市	奈良県王子町
施行日	令和2年8月	平成20年3月	令和3年4月
条文	<p>第7章 国及び東京都との関係 第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。</p> <p>第8章 広域的な連携及び協力 第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力を行うものとする。</p> <p>2市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>第9章 平和及び国際交流 第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>第9章 国、県及び他の自治体等との関係(国、県等との関係) 第40条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。</p> <p>(他の自治体等との連携) 第41条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第42条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。</p>	<p>第8章 広域での連携及び協力 第16条 行政は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。</p> <p>2 町民は、他の地方自治体の住民と交流及び連携を図り、その知恵や意見を、まちづくりに活用するよう努めるものとします。</p>

先例条例条文比較(「連携・協力」箇所抜粋)

区分	東川町	岩見沢市	安平町
施行日	平成27年7月	平成27年4月	令和26年12月
条文	<p>第8章 交流と連携 (国内外との交流)</p> <p>第28条 町民、議会及び町は、国内外の人々や市町村との文化、教育、スポーツ及び産業などの様々な交流を通じて、世界に開かれたまちづくりをめざします。</p> <p>(広域的な連携)</p> <p>第29条 町は、近隣自治体との広域連携や国、北海道その他の都府県、大学、専門学校、民間団体、その他の団体及び住民との連携を図りながら、まちづくりを進めます。</p>	<p>第10章 連携及び協力 (連携及び協力)</p> <p>第27条 議会及び市長等は、適切な役割分担のもと、国及び北海道と対等な立場で連携及び協力するよう努めるものとします。</p> <p>2 議会及び市長等は、広域的な課題解決、地域の相互発展等のため、近隣自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めるものとします。</p> <p>3 市民、議会及び市長等は、必要に応じて、市民以外の個人、団体等と連携し、及び協力するよう努めるものとします。</p>	<p>(国、北海道及び他の市町村との連携)</p> <p>第22条 町は、地域の共通する課題を解決するため、国や北海道、他の市町村との連携を図るとともに、協力体制を確立し、町の課題解決に向けて情報交換を積極的に行うように努めます。</p> <p>2 町は、他の市町村との交流を図り、友好関係の構築に努めるとともに、まちづくり施策を強く打ち出し、交流人口、定住人口の増加に向けて努力します。</p>

先例条例条文比較(「連携・協力」箇所抜粋)

区分	栗山町	中頓別町	北見市
施行日	平成25年4月	平成23年3月	平成22年12月
条文	<p>第13章 連携等 (地域内の連携) 第33条 町民、議会、行政は、より良い地域社会をつくるため、それぞれの活動において連携を図ります。 (国、北海道との連携) 第34条 町は、国、北海道とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係で相互に連携を図ります。 (他の市町村との連携) 第35条 町は、効率的な町政運営や共通する課題の解決のため、他の市町村との連携を図ります。 (国際交流) 第36条 町は、各種分野における国際的な交流と連携に努め、その成果を町民に公表します。</p>	<p>第6章 連携及び交流 (広域連携) 第27条 町は、広域連合、一部事務組合等を活用し、他の自治体との連携を積極的に進め、効率的な町政運営及び町民サービスの向上に努めます。 (補完協力) 第28条 町は、国及び道と対等な立場であることを踏まえ、地域において無駄のない合理的な自治を実現するため補完協力関係を築くように努めます。 (交流及び情報交換) 第29条 町は、姉妹町をはじめ、国内外の自治体との様々な交流及び情報の交換を通じ、町政に関する智恵及び発想を吸収するよう努めます。</p>	<p>第11章 国、北海道及び他の自治体との関係等 (国、北海道その他の自治体との連携等) 第37条 議会及び市長等は、共通する課題又は広域的な課題の解決に向けて、国、北海道その他の自治体と相互に連携、協力する関係を築くものとする。 2 議会及び市長等は、まちづくりの課題について、必要に応じ、国及び北海道等に対し、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。 (国際交流等) 第38条 市民、議会及び市長等は、国内外の人々及び団体との多様な分野における交流を推進し、まちづくりに生かすものとする。</p>

先例条例条文比較(「連携・協力」箇所抜粋)

区分	上川町	稚内市	ニセコ町
施行日	平成20年4月	平成19年4月	平成13年4月
条文	<p>第8章 連携、交流 (広域連携) 第31条 町は、広域連合や一部事務組合などを活用し、他の市町村との連携、協力を積極的に進め、効率的な町政運営と町民サービスの向上に努めます。 (国、北海道との連携) 第32条 町は、国、北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にしながらか課題を解決するように努めます。 (様々な人たちとの交流) 第33条 町民、町議会及び町は、様々な活動や交流を通じて他の市町村や他の国々の人たちの知恵や意見をまちづくりに活かすように努めます。</p>	<p>(国・道及び他の自治体との関係) 第23条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。 第10章 国際交流の推進 (国際交流の推進) 第31条 市は、世界平和と地域の発展に貢献するため、サハリン州をはじめとする海外の自治体や団体などとの経済、教育、文化などの多様な分野での交流の推進に努めます。</p>	<p>第12章 連携 (町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p>

自治基本条例の概要(条例の見直し等)

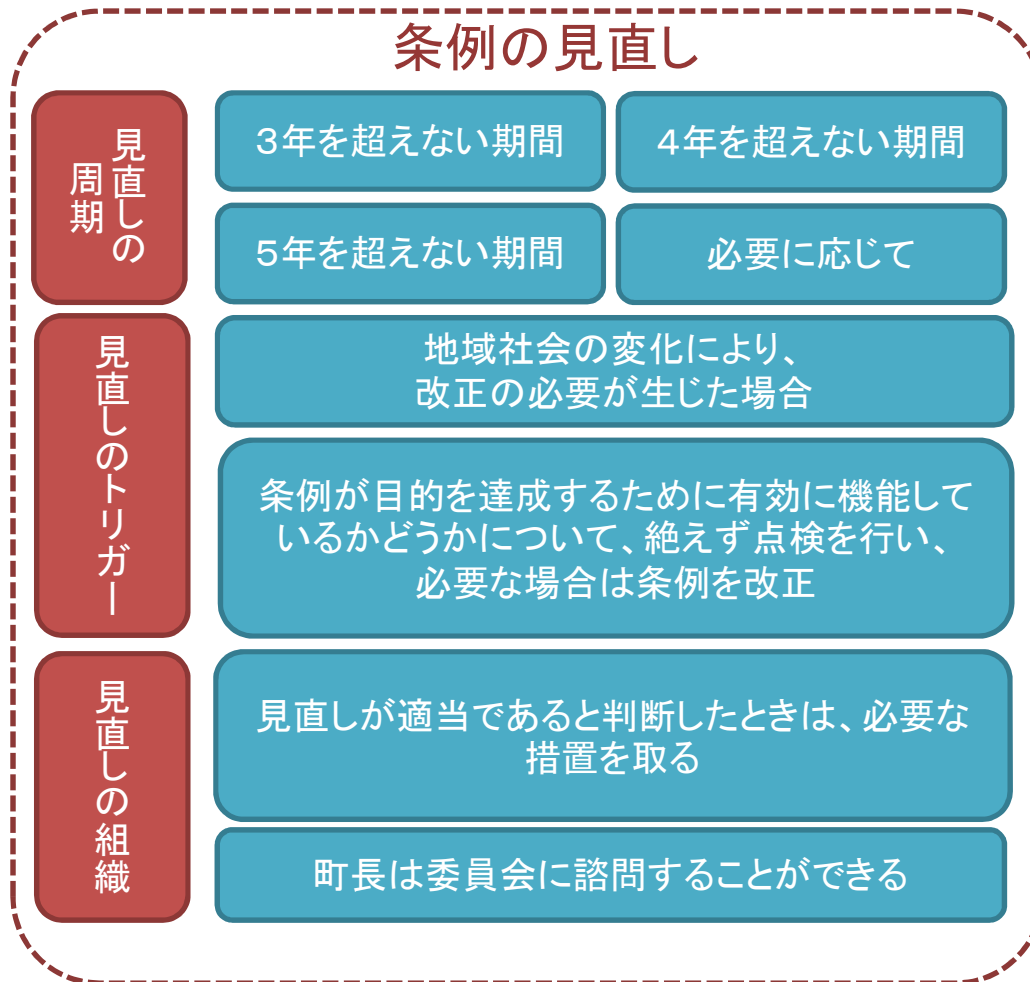
(1) 条例の検討や見直し

- ・条例の役割を十分に果たすように、その見直しや改善を行う。
- ・明示的な規定を置くことで、見直し等を確実に実施することを担保する。
- ・自動的に見直す機会をつくることで、自治の関係者が常に関心を持ち、自分たちのものとして共有することができる。
- ・見直し条項を持つ条例は多い。

○見直し期間について

- ・期間の定めがあるものでは、5年、4年、3年と様々である。
- ・「5年を超えない期間ごとに見直す」と定める場合もあるが、これは、町長や議員の任期中に一度は見直しできる機会を設けるため。
- ・期間を定めないものでは、「基本理念及び基本原則その他重要な事項に変更があった場合」「社会情勢の変化などにより、条例を見直す必要がある場合」「不断の見直し及び検証を行い」などがある。

条例の見直し等のポイント



(1) 条例の見直し周期

- ・4年もしくは5年を超えない期間で規定する自治体が多い。
- ・4年は町長、町議選挙を意識(政策実現において足らざるものを補う)している。
- ・5年は総合計画の実施計画を意識(計画実現できなかったことを補う)している。
- ・期間満了前にも見直しができるよう柔軟に対応できる。

(2) 条例見直し組織の設置

- ・条例の見直しが曖昧にならないよう、意見を求めるための委員会を設置する。
- ・本町では、まちづくり委員会がこの役割を果たすことになる。

(3) 条例見直しの発議者

- ・発議者は、①住民、②議会議員、③首長である。
- ・条例見直しとなる重要案件については、町民参加による委員会の審議結果を答申としてされたものを行政が条例改正案として議会提案することで、議会議論がなされ、まち全体の総意が反映される。

先例条例条文比較(「条例の見直し」箇所抜粋)

区分	美幌町	八雲町	余市町
施行日	平成23年4月	平成22年4月	平成30年4月
条文	<p>第11章 条例の見直し等 (条例等の見直し)</p> <p>第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。</p> <p>2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美幌町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p>	<p>第11章 条例の見直し (条例の見直し)</p> <p>第48条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が八雲町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。</p> <p>2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第36条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が余市町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。</p> <p>2 町長は、前項の規定による検討に当たっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、第1項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p>

先例条例条文比較(「条例の見直し」箇所抜粋)

区分	東京都武蔵野市	新潟県上越市	奈良県王寺町
施行日	令和2年8月	平成20年3月	令和3年4月
条文	規定なし	<p>第11章 見直し等 (見直し)</p> <p>第44条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。</p> <p>3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。</p> <p>(改正手続)</p> <p>第45条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合(地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。)は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第9章 条例の検証及び見直し</p> <p>第17条 行政は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に応じて、この条例の内容に見直しが必要か検証しなければなりません。</p> <p>2 行政は、前項に規定する検証及び見直しを行うときは、多様な手段を用いて町民の意見を聞かなければなりません。</p>

先例条例条文比較(「条例の見直し」箇所抜粋)

区分	東川町	岩見沢市	安平町
施行日	平成27年7月	平成27年4月	令和26年12月
条文	<p>(条例の検討及び見直し)</p> <p>第31条 町は、この条例の内容について、施行後5年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。</p>	<p>第11章 条例の見直し等 (条例の見直し)</p> <p>第28条 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第38条 町長は、社会情勢などの変化に対応するため、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに見直し、及び検証を行い、将来にわたりこの条例を育て発展させていきます。</p>

先例条例条文比較(「条例の見直し」箇所抜粋)

区分	栗山町	中頓別町	北見市
施行日	平成25年4月	平成23年3月	平成22年12月
条文	<p>第14章 条例の見直し (条例の見直し)</p> <p>第37条 町は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、必要な見直しを行います。</p> <p>2 町は、前項の見直しに当たっては、町民が参加できるよう必要な措置を講じます。</p>	<p>(条例の改正)</p> <p>第33条 町は、この条例が町政を推進する上で有効に機能しているかどうかについて、町民の意向を絶えず点検するとともに、必要に応じ見直しを行わなければなりません。</p>	<p>第12章 条例の改正等 (条例の実効性の確保)</p> <p>第39条 市長等は、まちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による評価、見直しに当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第40条 議会及び市長は、社会経済情勢に変化があった場合など、この条例を見直す必要があると認めるときは、速やかに措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の措置を講じるに当たっては、市民の意見を適切に反映させるものとする。</p>

先例条例条文比較(「条例の見直し」箇所抜粋)

区分	上川町	稚内市	ニセコ町
施行日	平成20年4月	平成19年4月	平成13年4月
条文	<p>(条例の改正)</p> <p>第35条 町と町議会は、この条例が目的を達成するために有効に機能しているかどうかについて、絶えず点検を行い、必要な場合は、この条例を改正します。</p>	<p>第13章 補則 (条例の見直し)</p> <p>第36条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直します。</p>	<p>第13章 条例制定等の手続 (条例制定等の手続)</p> <p>第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p>4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p> <p>第15章 この条例の検討及び見直し (この条例の検討及び見直し)</p> <p>第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。</p> <p>2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>

自治基本条例の概要(条例の見直し等)

(2) 推進・評価のための委員会

・条例の円滑な推進を図り、制度の評価、監視のために町民による委員会を設置するもの。

～住み良いまち美瑛をみんなで作る条例～

第6章 まちづくり委員会

(美瑛町まちづくり委員会の設置)

第20条 町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(審議事項)

第21条 委員会は、次の事項について調査審議するものとします。

- (1) 町の総合計画に関すること。
- (2) 町の基本構想の策定及び主要施策の企画立案に関すること。
- (3) 町民意見及び提案推進に関すること。
- (4) 町民公益活動の町の総合計画に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 委員会は、調査審議するに当たって必要がある場合には、町民及びその他の者から意見を聴くことができます。

第22条 委員会の委員は、25人以内とし、次に掲げる町民から年齢、性別、職種等の均衡を考慮し、町長が委嘱します。ただし、第2号の委員に限り、町長が特に必要と認めるときは、町民以外の者を委嘱することができます。

- (1) 公益活動団体に所属する者
- (2) 有識者
- (3) 公募による者

2 委員会には、専門部会を設置することができます。

(特別委員)

第23条 町長は、特別な事項を調査審議するために必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができます。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とします。

2 委員は、再任を妨げません。ただし、任期が6年を超えて継続して委員となることはできません。

3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 特別委員は、特別な審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなします。

(会長及び副会長)

第25条 委員会に会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出します。

3 会長は、委員会を代表し、会議の議長となります。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理します。

(会議)

第26条 委員会は、会長が招集します。

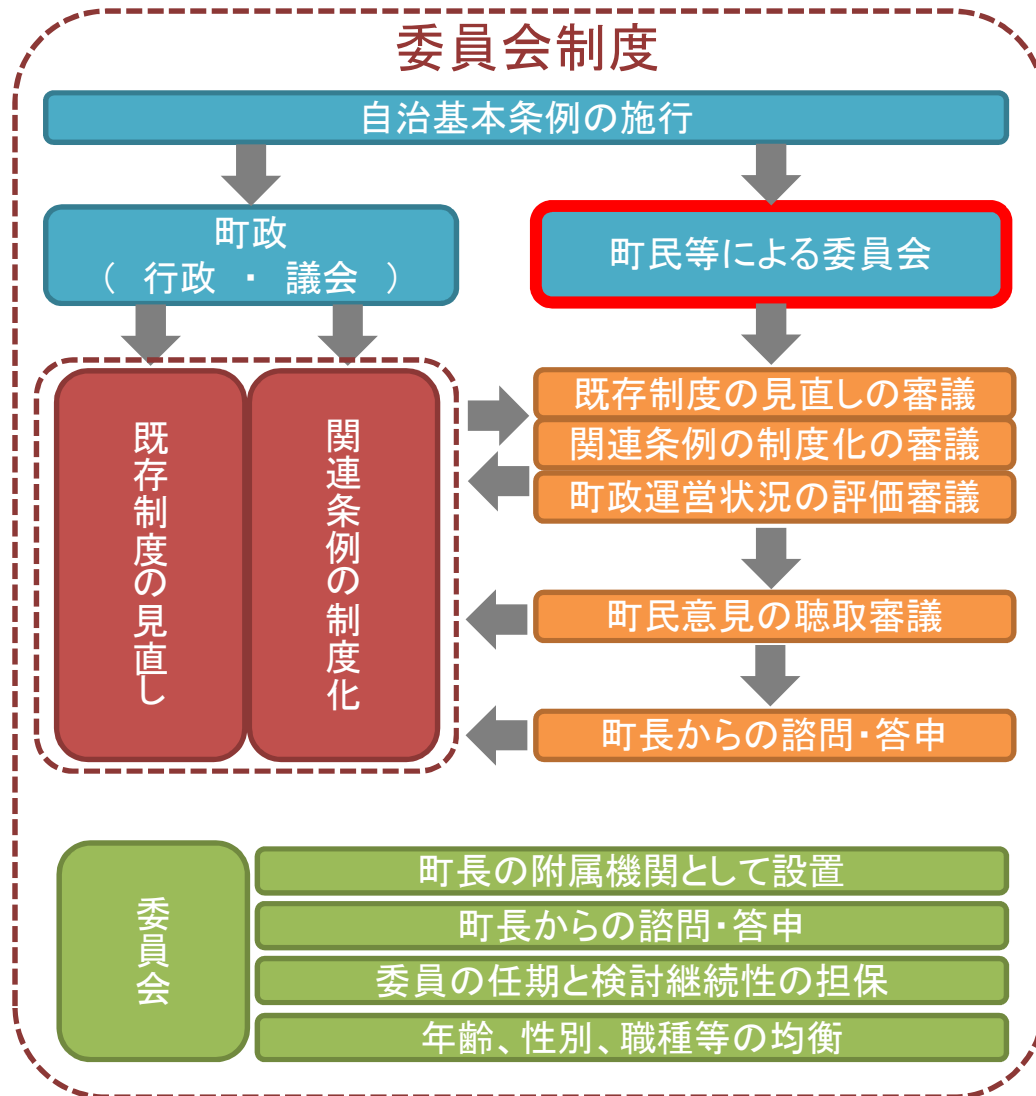
2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。

3 委員会は、公開することが適当でないと認められる場合を除き、公開します。

(事務局)

第27条 町長は、委員会の運営及び必要な事項を効果的に処理するため、事務局を置きます。

町民等による委員会制度



(1) 委員会の必要性

- ・現行ではまちづくり委員会が役割を担っている。
- ・専門部会では十分な検討ができなかった項目について、継続検討する必要がある。

(2) 委員会の役割

- ・まちづくり委員会の役割は、①町の総合計画に関すること、②町の基本構想の策定及び主要施策の企画立案に関すること、③町民意見及び提案推進に関すること、④町民公益活動の町の総合計画に関すること、⑤その他必要な事項
- ・条例制定により、①条例に基づく政策の制度化、②町民参加の推進に関すること、③条例の運用状況に関することなどを規定に加える必要がある。

(3) 委員会の組織構成

- ・まちづくり委員会の組織構成は、委員は25人以内とし、①公益活動団体に所属する者、②有識者、③公募による者、から年齢、性別、職種等の均衡を考慮し、町長が委嘱する。
- ・委員の任期は、2年とする。
- ・任期が6年を超えて継続して委員となることはできない。

先例条例条文比較(「委員会制度」箇所抜粋)

区分	美幌町	八雲町	余市町
施行日	平成23年4月	平成22年4月	平成30年4月
条文	<p>(美幌町自治推進委員会) 第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。 2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。 3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。 (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項 4 推進委員会は、委員10人以内をもって組織します。 5 委員の任期は2年とし、2回まで再任されることができます。 6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>(八雲町民自治推進委員会) 第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として、八雲町民自治推進委員会(以下「町民委員会」という。)を設置します。 2 町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。 (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項 3 町民委員会は、委員10人以内をもって組織します。 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 5 前各項に定めるもののほか、町民委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>(町民自治推進委員会) 第37条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、余市町民自治推進委員会(以下「町民委員会」といいます。)を設置します。 2 町民委員会は、町長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べるすることができます。 3 町民委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定めます。</p>

先例条例条文比較(「委員会制度」箇所抜粋)

区分	東京都武蔵野市	新潟県上越市	奈良県王子町
施行日	令和2年8月	平成20年3月	令和3年4月
条文	規定なし	規定なし	規定なし

先例条例条文比較(「委員会制度」箇所抜粋)

区分	東川町	岩見沢市	安平町
施行日	平成27年7月	平成27年4月	令和26年12月
条文	規定なし	<p>(推進委員会)</p> <p>第29条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 推進委員会は、市長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。</p> <p>3 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>第9章 町民自治推進委員会と実行性の確保 (町民自治推進委員会の設置)</p> <p>第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。</p> <p>2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>

先例条例条文比較(「委員会制度」箇所抜粋)

区分	栗山町	中頓別町	北見市
施行日	平成25年4月	平成23年3月	平成22年12月
条文	規定なし	規定なし	規定なし

先例条例条文比較(「委員会制度」箇所抜粋)

区分	上川町	稚内市	二セコ町
施行日	平成20年4月	平成19年4月	平成13年4月
条文	規定なし	規定なし	規定なし

■ 論点のポイント

- ☑ 論点1-1 「町外の人々(関係人口)との連携・協力」に関する規定を設けるか
- ☑ 論点1-2 「近隣自治体との連携・協力」に関する規定を設けるか
- ☑ 論点1-3 「広域連携(国や道との連携・協力)」に関する規定を設けるか
- ☑ 論点1-4 「国際交流」に関する規定を設けるか
- ☑ 論点2-1 条例の見直しに関する規定を設けるか
- ☑ 論点2-2 条例の見直しに関するルールを明確化するか
- ☑ 論点3 町民等による委員会制度を設けるか
- ☑ 論点4 その他の具体的規定を設けるか